

令和3年10月11日

令和3年

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 10月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年10月11日（月）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和雄	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○  
林 充彦 ○  
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第58号 非農地判断の決定について

5.その他 ・農地パトロールの結果について  
・次回定例総会の日程について

## 会議の経過

令和3年10月11日(月)午前9時00分開会

議長

皆さん、おはようございます。

本日は、農業委員会10月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、坪根委員からの欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から10月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席5番 志摩委員、議席6番 前田委員を指名いたします。

よろしくをお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第55号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

はじめに、先月の総会で決めていただいたとおり、本日の総会終了後に、B分類農地の現地確認を行います。宮本会長・八坂委員・喜多代委員・青島委員は総会終了後に役場駐車場に集合をお願いします。

それでは資料の2ページをお願いします。

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定でございます。

今期分については賃貸借権34件、使用貸借権6件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、期間は2年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が48,881㎡、畑が780㎡です。

筆数は34筆で貸し手が15名、借り手が9名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当5,300円～12,820円となっております。

現物では30kg～90kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが 期間は6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が7,802㎡です。

筆数は6筆で貸し手2名、借り手2名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようなので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第55号については、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、議案第56号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。  
議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。  
所有権を移転する農地は、大字尻高941番、地目は田で面積は1,530㎡です。  
所有権を移転する方は、北九州市の●●さんで、  
所有権の移転を受ける方は福岡県農業振興推進機構です。  
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
位置図、箇所図は8、9ページのとおりです。  
申請農地は大字尻高の整備済みの農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第56号については、  
原案のとおり可決決定されました。  
続きまして議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の10ページをお願いします。  
議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定に

ついてでございます。

申請農地は大字土佐井1121番、地目は畑で、面積は560㎡です。

申請人は大字土佐井の●●さんで、理由としては資材置場用地確保のためです。

一般基準としての転用目的の確実性ですが、本件は始末書添付の申請です。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地は無く、また水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、10ha以上の一団の区域内にある第1種農地ですが、周辺地域に居住する方の日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可可能と判断します。

訂正ですが、附近農地の被害の有無ですが、隣接農地な無しでなく隣接農地の承諾を得ております。

箇所図・位置図は次のページのとおりです。

申請農地は大字土佐井の集落に接して位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
本案件については奥野委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

奥野委員 9月23日現地確認しました。事務局の説明の通りです。  
審議のほど宜しく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。賛成多数により議案第57号については、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして議案第58号 非農地判断の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。  
議案第58号 非農地判断の決定についてでございます。  
8月に引き続いて、再生利用が困難とされているB分類農地について4名の委員の方と現地確認を実施しましたので、結果を報告させていただきます。  
大字東下において、8筆について9月17日に横山農業委員・奥野農業委員・宮秋農業委員・磯田推進委員と事務局にて

現地を確認しました。

14ページは東下1番1ですが、16ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

17ページは東下7番1ですが、19ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

20ページは東下8番1ですが、22ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

23ページは東下8番6ですが、25ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

26ページは東下9番1ですが、28ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

29ページは東下19番ですが、31ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

32ページは東下20番1ですが、34ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

35ページは東下123番ですが、37ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

以上8筆について、現地調査において非農地と判断しましたので、皆様の協議をお願いします。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、農業委員3名と最適化推進委員1名にて現地確認していますので、代表して横山委員より意見を求めます。

横山委員 9月17日に4名で現地確認しました。

写真でわかりますように山林になっており、以前は管理をしていたようですが今は難しい状況で、やむを得ず非農地と判断します。

個人では限界があり、やむを得ないと考えます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第58号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定した議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について事務局から申し上げます。  
別綴じのA3資料、遊休農地(荒廃農地)の発生・解消状況に関する調査票(市町村用)をご覧ください。  
8月から9月にかけて、6日間にわたって農地パトロールを実施していただきました。  
結果をまとめましたのでご報告させていただきます。  
まず、前年度確認した遊休農地のうち、12筆11,542㎡について、草刈り等の保全管理を含めた、営農再開により、耕作放棄状態の解消を確認しています。  
次に、遊休農地ですが、89筆、58,926㎡について、耕作等がなされず、遊休農地であると認められます。  
地区別の状況ですが、

南吉富地区	10筆	3,634㎡
西吉富地区	12筆	7,140㎡
友枝 地区	43筆	28,123㎡
唐原 地区	24筆	20,029ha

となっております。  
なお、このうち5筆3,011㎡については、再生利用が困難な農地と判断していますので、次回11月期定例総会において非農地判断を議題としてお諮りさせていただきます。  
これ以外の遊休農地については、利用意向調査を実施させていただきます。  
以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。  
何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
委員の方から何かありましたらお願いします。  
(なし)

事務局 次回11月期の定例総会は、11月10日(水)を予定しております。  
なお、来月の現地確認は東上地区です。参加いただくのは緒方委員・奥野委員・横山委員・木下委員・福田委員です。  
よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

議長 それでは これで10月期定例総会を終了します。